

## 校務員（会計年度任用職員）名簿登録者募集要項

令和3年4月1日以降に任用する会計年度任用職員の登録者を次のとおり募集します。欠員補充など必要に応じて、名簿登録者の中から選考により任用します。

※登録者の中から必要に応じて選考の上、任用しますので、登録された方が必ず任用されるわけではありません。なお、この登録は令和4年3月31日まで有効です。

### 1 募集職種

校務員

### 2 主な勤務内容

- (1) 清掃、植木剪定、除草及び塗装等の環境整備業務
- (2) 校内備品の修理及び修繕業務
- (3) 学校行事の運営に関する業務
- (4) 上記(1)から(3)の他、校長及び教頭が指示する業務

### 3 募集対象

- (1) 特に資格及び免許等は必要ありませんが、意欲的に清掃、剪定、除草、簡易な営繕及び工作ができる者
- (2) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

欠格条項（地方公務員法第16条）

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 吹田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 4 勤務条件

任用期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで ※欠員状況等により、上記任用期間の途中から任用を開始する場合があります。 ※任用期間終了後、引き続き任用の必要性があり、かつ、勤務成績が良好な場合は再度の任用を行うことがあります。
勤務日	月曜日から金曜日まで（週5日）

勤務時間	週38時間45分 午前8時から午後4時30分まで（休憩時間45分） 公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、勤務時間以外の時間に勤務を命ずることがあります。
週休日及び休日	日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日
勤務場所	吹田市内の小学校または中学校
給与月額	約163,000円（地域手当を含む。）
諸手当等	吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、通勤手当、期末手当等が支給されます。その他、一定の条件のもと退職手当の支給があります。
休暇	任用期間に応じて年次休暇等を付与
社会保険	健康保険、厚生年金保険・雇用保険等 勤務が継続して1年を超えた場合は、大阪府市町村共済に加入します。
服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
その他	吹田市勤労者福祉共済制度に加入 任用開始時は条件付採用とし、原則として任用後1か月を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

※1 任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※2 任用までの間に、任用することにふさわしくない非違行為等があった場合は任用しません。

※3 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は任用されません。

## 5 登録手続

所定の登録票に必要事項を記入し、吹田市教育委員会学校教育部教育総務室まで郵送または持参してください。

## 6 問合せ先

〒564-0027

(周辺図)

吹田市朝日町3番412号

吹田市教育委員会 学校教育部教育総務室

電話 06-6155-8063

